



みなさん こんにちは

令和6年は元日から石川県の能登半島地震が発生し、みなさんも災害に対し強く危機感を感じていることと思います。

千葉市からもたくさんの職員が能登に応援に行っています。先日、保健師の方から話を聞く機会がありました。高齢化のため避難してくる人は介護が必要な人が多く、また徐々に認知症が進んでしまっているような状態だそうです。福祉避難所も被災しており避難場所を探すのが大変ということでした。

令和6年は医療保険・介護保険・障害福祉サービス等のトリプル改定の年です。自分の専門分野以外の複数の制度を利用している人が増えていると感じています。専門外の制度も知らないとなかなか支援が難しい人が増えている状況です。

さて、今回は新しい千葉市在宅医療・介護連携支援センター（以下センター）の紹介をしたいと思います。



在宅医療・介護連携支援センターの 機能拡充について

在宅医療・介護連携支援センターは、平成30年度の開設以来、市職員3人と連携コーディネーター2人の人員で、介護保険の事業として、高齢者分野での連携支援を中心に運営してきました。

昨年10月には、分野や世代を問わない相談支援を実施するため福祉まるとサポートセンターが開設されましたが、在宅医療・介護連携の世界でも、地域包括ケアシステムを深化・推進させ、多世代・多分野に対応することが求められています。実際に、令和4年度にセンターに寄せられた590件の相談の中に、医療的ケアが必要な子どもや精神障害のある方など、高齢者以外の内容を含む相談は92件もありました。

そこで、令和6年4月以降、医療的ケアが必要な子どもや精神障害のある方など、これまで十分に対応できなかった分野でも、医療・介護・福祉専門職の皆様の連携支援を実施するために、連携コーディネーターを1人増員することで、センターの相談支援機能を拡充することになりました。

センターに、新たなメンバーが加わることとなります。高齢者以外の分野でも皆様のお力になれるよう、まずは、医療・介護・福祉に関する情報収集から開始したいと思います。ご多忙のところ恐縮ですが、皆様の事業所にもお邪魔することがあると思いますので、その際はよろしくお願いいたします。

医療・介護・福祉専門職の皆様からセンターにご相談いただくことで、在宅医療・介護連携の問題や課題が明確となります。また、皆様のご協力をいただくことで、課題解決に向けた取り組みを進めることができます。高齢者以外の分野でも、連携の課題を把握し、新たな取り組みに繋がりたいと思いますので、今後もお気軽にご相談くださいますようお願いいたします。

相談内容～その1～

まずは福祉まるとサポートセンターからの相談です。

要介護者がインスリンの自己注射ができなくなり、配偶者が打っていましたが、配偶者も打てなくなってしまった高齢夫婦です。近隣に住む子供が注射を打ちに通っています。負担が大きく大変であると相談があり、センターへの相談となりました。インスリンは種類によって、時間変更が可能なものもあり、まずは訪問看護ステーションや主治医に相談をと返事をしました。またセンターに若い障害者を介護している事業所からの相談を受けたので、まずは話を聞き内容的に福祉まるとサポートセンターのほうがいいのではと思い紹介しました。どこに相談したらいいかわからないこともあると思います、福祉まるとサポートセンターとも連携して対応していきたいです。

相談内容～その2～

在宅医療・介護連携支援センターに寄せられる相談の中で、身寄りのない高齢者の対応についての相談が増えています。

最近の傾向としては、身元引受や保証人となる方がいないことから、サービスの利用を断られたため、そういう方でも受けてもらえるサービス事業所の情報を求める内容が多くなっています。

また、多職種連携会議でも身寄りのない方の対応については大きな課題として取り上げられており、医療・介護の方針決定や死後事務、利用料の支払いなど、懸案となるシチュエーションも具体的になっています。対応の困難さから、専門職の皆さんでも引き受けることを逡巡せざるを得ない状況です。

一方で、「身寄りがいない」「利用料支払いの不安」といった理由により、サービス提供を断ることについては注意が必要です。

というのは、医療・介護の関連法と、それに基づく運営基準においては、「正当な理由なく」サービスの提供を拒んではならないとされています。

この「正当な理由」については、職種ごとの法令により具体的内容には相違がありますが、いずれにせよ「身寄りがいない」「利用料が払えなそう」という点をもってサービス提供を拒むことは、法にいう「正当な理由」とは見做されません。

さらに、正当な理由があっても、他の機関を紹介するなどの適切な処置を講じた上で断ることとされています。

【参考】

医師法第19条

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 他

ご紹介



事業所で研修等を考えている方、専門的な話を聞いてみたいと思っている方へ

看護師のなかには、得意分野、専門分野を持っている方がいます。一定の専門教育を修了し合格した看護師を「専門看護師」「認定看護師」と呼びます。新型コロナウイルスの時には感染管理認定看護師が重要な役割を果たしました。皮膚・排泄ケア認定看護師は褥

瘡など皮膚トラブルの専門です。摂食、嚥下に関する認定看護師、認知症の認定看護師やがん治療や緩和の認定看護師もいます。専門看護師や認定看護師に勉強会の講師をお願いするのも効果的だと思います。ご興味があればセンターにご相談ください。

市民向け講演会を開催しました

令和5年11月18日(土)に千葉県医師会館で、「認知症と介護予防」の市民向け講演会を開催しました。講演会にはタレントの加藤綾菜さん(加藤茶さんの奥様)をお招きしてお話をいただきました。



加藤茶さんとの出会いから、体調を崩したときに綾菜さんが感じたこと、工夫したことなど明るく楽しくお話していただきました。特に食事の減塩方法など興味深かったです。また専門医である吉山医師(稲毛神経内科・メモリークリニック)から認知症についてや新しい治療薬についての講演もありました。「認知症は長生きしている証である。昔は短命だったのでなかった病気である」という言葉になるほどと思いました。認知症になったらどうしようと怖さだけではないと感じた時間でした。

ありがとう!

各事業所の皆様。

令和5年度の在宅医療・介護実態調査へのご協力、誠にありがとうございました。各職能団体からたくさんのお返事をいただき心より感謝申し上げます。今後の事業において、この調査結果を参考にさせていただきたいと考えております。

千葉市在宅医療・介護連携支援センター

千葉市中央区問屋町1-35

千葉ポートサイドタワー11階

TEL: 043-305-5026

FAX: 043-305-5079



Email: renkeicenter.HWH@city.chiba.lg.jp